

# 福島市 農政だより

編集・発行  
福島市五老内町3番1号  
福島市農政部農業企画課  
発行責任者  
農政部長 熊坂 淳一

農業を始めたい皆さんを  
応援します!

## あぐりっしゅサポートパッケージスタート!!

～新規就農支援～

※あぐりっしゅ「アグリ(農業)」+「フレッシュ(新規就農)」+「ウィッシュ(成功を願う)」という3つの要素を含んだ当該事業のための造語です。

就農を希望する方を『フレッシュ農家さん』として、現在営農中の『センパイ農家さん』が、相談・体験・研修・営農・定着に至る各ステップで、必要な支援を提供します。

### STEP.1 相談・体験!!

#### 農業相談 就農相談

市職員や関係機関が連携して、支援事業の紹介等のサポートをします。オンライン(Zoom)による相談も受け付けています。

#### 農業体験 農業体験支援事業

市内での就農を検討している方に対して、市内の農家さんが1日単位で農業体験を実施します。栽培作物が未定の方や農業未経験者にお勧めです。



### STEP.2 研修!!

#### 長期研修 農業次世代人材投資事業(準備型)

50歳未満の方が先進農家や農業短期大学等の研修機関で1年以上かつ1,200時間以上研修した場合に年間150万円を最長2年間、研修生に交付します。

#### 雇用研修 農の雇用事業

50歳未満の就農希望者を雇用し、技術・経営ノウハウ等を習得するために実施する研修に対して年間120万円を最長2年間受入農家に交付します。



### STEP.3 営農開始!!

#### 営農資金 農業次世代人材投資事業(経営開始型)

50歳未満の新規就農者の就農当初の経営リスクを軽減するための資金を年間最大150万円、最長5年間交付します。  
※経営開始5年以内。

#### 営農資金 農業経営開始支援事業(独立就農)

65歳未満の新規就農者の就農当初の経営リスクを軽減するための資金を月額5万円、最長2年間交付。  
【申請期間：6/30(水)まで】 ※経営開始3年以内。

#### 機械補助 農業用機械等導入支援事業

10万円以上の農業用機械等の取得に要する経費の3分の1以内を補助します。上限30万円。  
【申請期間：6/30(水)まで】 ※経営開始3年以内

#### 雇用補助 農業経営開始支援事業(雇用就農)

65歳未満の新規就農者を正規の従業員として雇用した法人に対して月額5万円を最長2年間交付。  
※正規雇用開始後、4ヶ月以上12ヶ月未満であること。 ※親族(3親等以内)でないこと。 【申請期間：6/30(水)まで】

#### 定着支援 農業メンター事業

農業全般について気軽に相談できる地域の先輩農家をご紹介します。  
※経営開始3年以内の新規就農者  
※3親等以内の直系尊属または配偶者が農業経営者でないこと。

#### 融資 青年等就農資金

農業用機械等購入に必要な資金を無利子で貸し付け。償還期限17年以内(据え置き期間5年以内)、融資限度額3,700万円。

#### 農地活用補助 農地流動化支援事業

年間賃借料の2分の1を3年間交付、所有権を移転した場合は10aあたり2万円を交付。上限20万円。



※各種支援事業の要件等詳細については下記までお問い合わせください。

### 募集

あぐりっしゅサポートパッケージの一部事業は、新規就農を希望・検討している『フレッシュ農家さん』に、『センパイ農家さん』が支援する形式で運用します。ご協力いただける『センパイ農家さん』を募集します。  
※詳細・申込については下記までお問い合わせください。

#### 就農相談

『センパイ農家さん』の要件 耕作のノウハウや、就農時の心得などを教えていただける農家さんであれば、経験年数などは問いません。1回あたり2,000円を交付します。

#### 農業体験

『センパイ農家さん』の要件 原則1日あたり3時間以上の農業体験が可能であること、など。 『センパイ農家さん』に1日あたり3,000円を交付します。

#### 農業メンター事業

『センパイ農家さん』の要件 おおむね認定農業者の水準にあること、など。 『フレッシュ農家さん』に経営発展等必要なサポートを継続的に実施した場合に、月額1万円を最長2年間交付します。

対象者を  
拡大!

## 農業のリスクに 備える皆さんを 支援します!

自然災害による収量・収入の減などの  
リスクに備える収入保険等へ加入した方の  
保険料の一部を市が支援します!

1. 対 象 者：福島市内に住所を有している農業者。
2. 対 象 要 件：①収入保険または果樹共済に加入していること。  
②確定した保険料を完納していること。
3. 補 助 率：農業者が負担した保険料の5%。  
なお、申請日時点で認定農業者の方は保険料の  
10%の支援が受けられます。

〈問合せ先〉 農業振興課生産振興係 電話 (525)7720



## 果樹品質のさらなるUPを!

～果樹品質向上支援対策事業～



モモなどの生産量・品質の確保を目的として、裂果防止や病害虫防除  
等に効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設を導入・更新する果樹農  
家の方へ、経費の一部を補助します。

1. 対 象 費 用 雨よけハウスや省力化のためのナシ棚等の新設、または  
既存施設の更新(雨よけハウスのビニール張替えは除く)  
にかかる費用
2. 補 助 率 事業費の1/3以内(上限100万円) ※予算範囲内の補助
3. 対 象 者 販売農家(昨年度補助を受けていない方優先)
4. 申 請 期 間 6月30日(水)まで

〈問合せ先〉 農業振興課生産振興係 電話 (525)7720

## 各種補助事業について お気軽にご相談ください!

国や県においても農業者支援  
のための各種補助事業が実施さ  
れています。

事業の内容により募集要件等  
が異なり、事業計画の承認まで  
期間を要する場合もありますの  
で、施設や設備の導入で制度活  
用をご検討されている方はお気  
軽にご相談ください。

## 「福島駅前軽トラ市」出店者

# 大募集!!

今年も福島駅前通りを歩行者天国にし、福島市産農産物のおいしさ・安全性  
を福島市内外の方々にPRする「福島駅前軽トラ市」を開催します。

つきましては、野菜やくだもの、加工品などを販売していただける生産者を募集します!  
ぜひ多くの方々に福島市の農業をより一層身近に感じていただきましょう!

〈開催日時〉 7月～10月までの最終日曜日を予定(月1回程度)  
午前9時～午後3時(搬入・撤収を含む)

※東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や新型コロナウイルス  
の感染状況により変更や中止となる場合がございます。また、出店数によ  
りご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

〈場 所〉 福島駅前通り(旧中合～AXCビルまでの区間)

〈参加条件〉  
・自ら販売できる方。  
・残った商品は自己責任で持ち帰る、または処理で  
きる方。

〈申込方法〉 ファックス等またはネット申込み。(詳しくは、QRコード、下記URL参照)  
<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/nougyou-hanbai/keitoraichi.html>

〈申込締切〉 6月11日(金)まで

〈問合せ先〉 農業振興課販売促進係 電話 (529)7663



## 担い手の確保・育成・定着を強化します!

～「農業担い手係」を新設～

意欲ある担い手の確保・育成や、農地の集積・集約への取組み強化を図るため、  
農業企画課内に「農業担い手係」を新設しました。合わせて、同課内の「農業対  
策係」を「農業被害対策係」に名称を変更し、有害鳥獣対策を強化します。また、  
農林整備課内の「地籍調査係」を「地籍森林係」に名称を変更し、地籍調査事業、  
公共基準点の保全、森林経営管理制度などの事業推進を図ります。

## 新 設

### 農業担い手係

◎業務内容

- ・担い手の育成に関すること
- ・新規就農に関すること
- ・農用地の集約に関すること
- ・耕作放棄地に関すること

◎連絡先 (525)3726

## 登録生産者の野菜が 子どもたちの給食になりました！

～福島市産農産物等契約希望者登録制度～

昨年登録していただいた福島市八木田の生産者の「トマト」を野田保育所の給食で使用しました！

### 【登録生産者大募集！】

農業振興課では、子どもたちの笑顔のために、新鮮な野菜やくだものを納入・販売していただける生産者を募集しています！

### 【対象者】

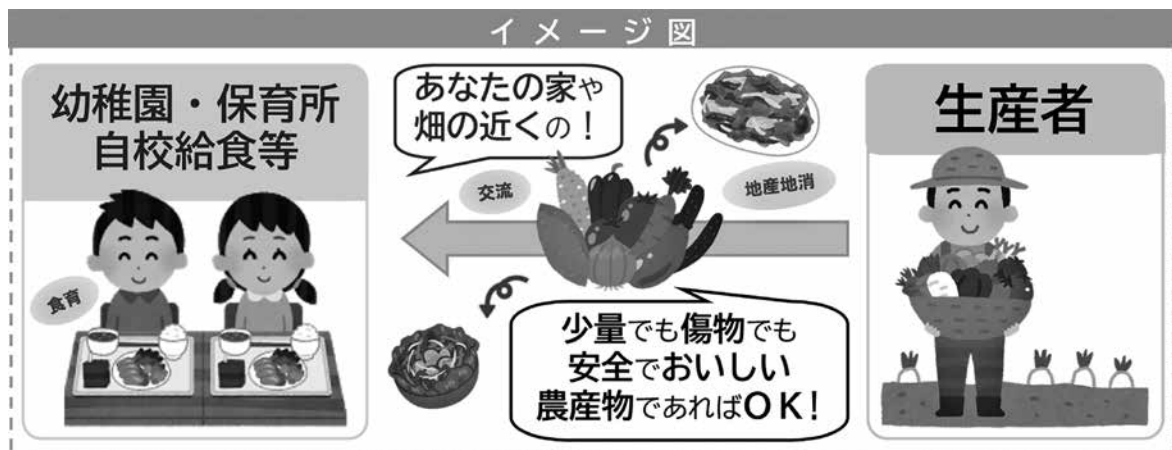
- 野菜・くだもの：福島市内に住所を有し、耕作権をもつ生産者
- 畜産物：福島市内に住所を有し、家畜の飼養に係る衛生状況の定期報告を行っている生産者

### 【登録方法】

下記URLより様式をダウンロードし、必要書類を準備し、農業振興課へ提出。  
<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/nougyou-hanbai/keiyaku.html>

〈問合せ先〉 農業振興課販売促進係 電話 (529)7663

〈野田保育所より〉  
 表面がつつや、てかてか、  
 立派なトマトをいただきました！  
 色もあざやかで  
 味もおいしかったです！



## 6次化を応援します

6次産業化（以下、6次化）とは、「農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）と連携・融合する取組」で、1次産業×2次産業×3次産業＝「6次産業」で表されます。

自ら生産した農産物を加工して販売してみたい、他業種と連携して商品開発をしてみたいなど、6次化にチャレンジする方や、現在6次化に取り組んでいる方を応援します！下記事業をぜひご活用ください。

### 1. 6次化のお悩みに相談員が訪問します

6次化に取り組みたいが何から始めればいいのか分からない、資金面が心配、専門家のアドバイスを受けたいなど、6次化に関するお悩みに相談員が訪問して対応します。

- (1)相談内容
- ①本市農産物を活用した加工品の開発
  - ②加工業者など、ほかの商工業者との連携
  - ③販路開拓
  - ④農家レストランや農家民宿等に関する相談

(2)料 金 無料

(3)その他 ご利用にあたっては、事前に〈問合せ先〉までお問い合わせください。

### 2. 6次化に関する情報を発信します

市や県で行う6次化補助事業や交流会、イベントなどに関する情報をメール/FAX/郵便にて配信しています。

配信を希望される方は、〈問合せ先〉へご連絡ください。

### すでに6次化へ取り組んでいる方へ！

「わくろく（わくわくな福島市の6次化）発信プロジェクト」では、福島市産の6次化商品、菓子、メニューを福島市ホームページや公式SNSで紹介・PRします。ぜひご応募ください！

詳しくは、右記QRコードからご確認ください。



〈問合せ先〉 農業振興課販売促進係 電話 (529)7663

## ～皆さんと一緒に有害鳥獣被害対策をすすめます～

有害鳥獣による農作物被害を防ぐためには、「侵入防止柵を設置する」、「有害鳥獣を駆除する」、「エサとなる物を片付ける」、「周辺を刈り払いして隠れ場所を無くす」ことなどの対策があります。自分の農地は自分で守り、地域ぐるみでお互い助け合いながらできることは共同で行い、市の支援を組み合わせることで被害が少なく収穫期を迎えられるよう取り組みましょう。

## ● 農家の皆さんができること、侵入防止柵を設置・管理しましょう!! ●

イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル対策の電気柵を市では助成しています。イノシシ対策としてワイヤーメッシュ柵も助成対象です。地域・集落単位で侵入防止柵を設置する場合は国の補助事業を活用できます。

- ① **市侵入防止柵補助事業**（市補助）：補修及び個人で新設する場合は 1 / 3 以内の補助。  
3戸以上で新設設置する場合は 1 / 2 以内の補助。

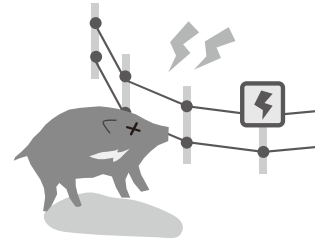
※ワイヤーメッシュ柵については1件あたりの補助上限額が30万円。

※お近くのJA 営農センターにて受付をお願いします。

- ② **鳥獣被害防止総合対策交付金**（国補助事業）：資材費相当額の補助。

※要件があるため下記問合せ先まで事前にご相談ください。

## ● 侵入防止柵は設置後の管理が重要です、機能しているか必ず点検しましょう。



## ● 捕獲事業を実施します! ●

特別な資格技能を必要とする有害鳥獣の捕獲活動を市が実施・支援します。

- ① **イノシシ対策強化事業**：市ではイノシシの頭数・生息密度を下げて被害を軽減するため捕獲事業を実施します。（R2年度1,118頭）福島市鳥獣被害対策実施隊員（猟友会員）が活動します。

☆参考☆ 市のほか県も捕獲事業を実施しており、令和3年3月末時点であわせて約2,400頭を市内で捕獲駆除しました。

- ② **ニホンザル・ツキノワグマ対策強化事業**：農作物被害軽減・人身被害防止を図るため、福島市鳥獣被害対策実施隊員がパトロール活動等を随時実施します。

- ③ **有害鳥獣対策専門職員**：野生鳥獣への知識・専門的な技能資格をもった職員を市に配置し、野生動物の調査・対策の立案・必要な対応を随時実施します。令和3年度から1名増員し2名で農作物被害軽減・人身被害防止のために活動します。

## 『イノシシ専門員 本田義博氏・結城勝氏より』

イノシシの捕獲を行うには入念な準備と時間を要します。このため、どうしても捕獲するまでの間、電気柵の設置やエサを片付けるなどの自衛策を講じていただく必要があります。また、捕獲されたら終わりではなく、今後の被害防止と捕獲効率の向上のためにも継続した対策をお願いいたします。



本田氏



結城氏

爆音機の使用は  
注意してください

爆音機の使用をめぐって周辺住民の方々のトラブルを避けるため、できるだけ爆音機以外の防止策で対応されますようお願いいたします。

やむを得ず使用する場合は、次のことを守ってください。

- ① 使用時間は午前6時以降日没までとし、特に午前6時以前の使用はしないでください。
- ② 発生音量及び設定台数については、ほ場周辺の生活環境に十分な配慮をお願いします。

〈問合せ先〉

農業企画課農業被害対策係 電話 (525)3727

令和3年産大豆の新規作付ほ場への  
カリ肥料散布について

令和3年に「震災後初めて作付するほ場」は、放射性物質吸収抑制対策（カリ肥料の散布）が必要です。該当の方は5月21日(金)までに、下記にご連絡ください（出荷・自家消費は問いません）。

〈問合せ先〉

農業振興課生産振興係 電話 (525)7720

## 山菜等の出荷・販売・譲渡にはご注意ください!

福島市内では下記の山菜やきのこが出荷制限されています。

**タケノコ、コシアブラ、クサソテツ(コゴミ)、野生のフキノトウ、タラノメ、ワラビ、原木シイタケ(露地)** なお、山で採れた山菜などは、最寄りの測定所で放射能測定を行い、安全を確認してからお召し上がりください。また、ワラビ(栽培)や原木シイタケ(施設)を出荷する場合は、栽培に必要な条件やほ場等の安全性について、県による確認を受ける必要があります。出荷制限されている山菜・きのこを出荷制限解除のため調査用に提供いただける方は、下記問合せ先までご連絡ください。

〈問合せ先〉

県北農林事務所林業課 電話 (521)2632

## 森林経営管理制度とは

森林経営管理法が施行され、「森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、適切な経営管理を行わなければならない」と義務付けられました。適切な森林管理により持続可能な森林経営を促進し、防災機能や水源涵養など森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、林業経営に適した森林（人工林）は、森林所有者の皆さまからの申出により市が委託を受け、森林管理を実施することもできるようになりました。昨年のアンケート調査の結果から、約6割の所有者が市への委託を希望しており、今後、適切な経営管理を持続的に行っていくため、森林所有者の皆さまに、森林の管理状況や経営管理の意向に関する個別調査を予定しておりますのでご協力をお願いします。

〈問合せ先〉

農林整備課地籍森林係 電話 (525)3729

## 森林を取得したら届出が必要です

森林法の規定により、新たに森林を所有した場合は、市への届出が必要です。

### 1 届出の対象

個人・法人を問わず、売買や相続等によって森林の土地を新たに取得した方は届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合は不要です。

### 2 届出の内容

「森林の土地の所有者届出書」に必要事項をご記入のうえ、位置図、登記事項証明(登記簿)などの所有者となったことが分かる書類を添えて届出ください。

届出書は農林整備課で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

### 3 届出期間

土地の所有者となった日から90日以内です。

〈届出・問合せ先〉

農林整備課林務係 電話 (525)3729

## 「万が一」に備えて安心！ 農業者も加入できます ～労災保険特別加入制度をご活用ください～

農作業中には、様々な事故のリスクがあります。「万が一」、事故にあってしまうと、治療費の負担や治療中の収入減など生活に大きな影響をもたらします。

「労災保険」は、労働者の負傷・疾病・障害・死亡等に対して保険給付を行う国の制度です。農業者も、「特別加入制度」を利用して労災保険に加入することができます。

万が一への備えとして、労災保険への加入をご検討ください。



〈問合せ先〉 福島労働局労働保険徴収室 電話 (536)8800  
福島労働基準監督署 電話 (536)4613

## 大雨時の水路の管理、水田の水管理は適切に！

台風や大雨時、水路から溢水しないよう、日頃から水路の土砂上げやゴミの除去など清掃を行い、適正な維持管理に努めましょう。また、大雨洪水に備えての水路、水門の管理作業は、安全第一を念頭に十分注意して行ってください。

なお、大雨が予想される時には、早めに水口・落とし口の水調整を行い、水田の水が溢れて隣接の水路・道路や水田に土砂が流れ込むことのないよう、適切な水田の水管理に努めてください。

## 自然災害等のリスクに備えるために

近年、台風や大雪による自然災害が多発しており、被害額も増加傾向にあります。

農林水産省では自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、チェックリストを作成しましたのでご活用ください。

【農林水産省HP [https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff\\_bcp.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html)】

【福島市HP <https://www.city.fukushima.fukushima.jp/nougyou-h/shigoto/noringyo/higaitaisaku/noushin16051701.html>】



農林水産省HP



福島市HP

## ふくしま型スマート農業に取り組みます

スマート農業は、ロボット技術やICTを活用して省力・高品質生産を実現する新たな農業として、労働の省力化とともに栽培技術力の向上や継承等が期待されています。市では、検討会を設置し、本市の営農類型や地形などに適したスマート農業のあり方や、普及に向けた環境づくり等について検討を進めていきます。

# 令和3年度「経営所得安定対策等」加入申請会の開催

下記の日程により、「経営所得安定対策等」の加入申請会を各地域で開催します。お近くの会場でお手続きをお願いします。(ご都合の悪い場合は期間中に他の会場で申請願います。)

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来場の際はマスク着用のご協力をお願いします。申請会には、次のものをご持参ください。

- 【全員】 水稻生産実施計画書兼営農計画書(控え)      ●【新規に申請する方】 預金通帳

## 令和3年度経営所得安定対策等加入申請会日程 実施期間 5月24日(月)～6月2日(水)

月 日	開催場所	受付時間	地区割り
5月24日(月)	JAふくしま未来北信支店 2F会議室	13:30～15:30	清水・余目・矢野目 鎌田・瀬上
5月25日(火)	JAふくしま未来福島南支店 2F会議室	10:00～12:00	杉妻・吉井田 荒井・土湯
		13:30～16:30	平田・大森・鳥川 佐原・佐倉
5月26日(水)	JAふくしま未来飯野支店 会議室	13:30～16:00	飯野
5月27日(木)	信陵学習センター 大ホール	13:30～16:00	大笹生・笹谷
5月28日(金)	JAふくしま未来東部支店 会議室	13:30～15:30	中央・渡利・立子山 岡山・向鎌田・大波
5月31日(月)	松川学習センター 多目的ホール	10:00～12:00	水原・下川崎
		13:30～16:30	松川・金谷川
6月1日(火)	JAふくしま未来飯坂東支店 2F会議室	13:30～15:30	飯坂・中野・平野 湯野・東湯野・茂庭
6月2日(水)	吾妻学習センター本館 多目的ホール	13:30～16:00	野田・庭坂 庭塚・水保

## 経営所得安定対策等の概要について

### ○水田活用の直接支払交付金

- ・水田で、麦・大豆・飼料用米等の作物を生産する農業者に対して直接交付。

主な対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～ 105,000円/10a

### ○畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- ・麦、大豆、そば、なたね等を対象とし、生産量と品質に応じて交付。

### ○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

- ・米(主食用米、備蓄米)、麦、大豆の当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。

※ゲタ・ナラシ対策は認定農業者、認定新規就農者、集落営農が対象となります。

※上記記載以外のメニューも設定しております。詳細については、右記問合せ先までご連絡ください。

〈問合せ先〉 農業振興課生産振興係 電話 (525)7720

## 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策をお願いします!

### 手洗いの、5つのタイミング



【出典:首相官邸HPより】

「はかり」を使用している  
農家の皆様へ

## 2年に1回「はかり」の定期検査が必要です

商店・農家の取引や証明のために使用する「はかり」は、適正な計量の確保のため、「計量法」の規定により、2年に1回の定期検査を受検することが義務付けられています。「はかり」を使用し事業を営んでいる方の中で、受検したことのない方は、必ず定期検査を受検してください。

●令和3年度対象地区 本庁(中央)、清水、北信、信陵、飯坂、飯野地区管内

受検義務のある  
「はかり」の一例

- 農産物などの売買、出荷や宅配便の受付のための「はかり」
- 観光農園や農産物直売所における料金算定や量目表記のための「はかり」

※目安程度に使用する場合は、定期検査の必要はありません。  
詳細は、福島市ホームページ「ふくしまの計量」をご参照ください。



〈問合せ先〉 商工業振興課商業振興係 電話 (525)3720

### ふくしま農業求人サイト 「みつかる農しごと」を

是非ご活用  
ください!

ふくしま農業求人サイト「みつかる農しごと」は、福島県とJA福島中央会がタッグを組んで農業労働力確保を支援する農業専用の求人サイトです。農作業の人手がほしいとお困りの方は是非ご活用ください。(無料です)

URL : <https://koransyo-nouka.jp/>

〈問合せ先〉 JA福島中央会無料職業紹介所  
電話 (554)3042 FAX (552)2786



### 農林水産省⇄農業者

コミュニケーションアプリ

「MAFFアプリ」を  
活用してみませんか

### こんなことができます

- 政策情報を直接配信
- ユーザーの作目や関心事項に応じた記事が届く
- 大切な情報はプッシュ通知でお知らせ
- 現場の情報を農林水産省に直接届ける



福島大学公式マスコット  
キャラクター めばえちゃん

### こんにちは、福島大学食農学類です

#### 第6回『食農学類に発酵醸造の研究所が設置されました』

4月になって新学期が始まり、福島大学も賑やかになってきました。食農学類で食品科学コースを担当している松田です。安全で美味しく、健康にも良い食べ物を「つくる」(田畑で生産し、食品工場加工し、レストランや家庭で調理する)には、どのような工夫をしたら良いか、また、どんな食べ物が美味しく栄養があり健康に良いのか、を考えながら研究しています。食農学類も設立から2年が経ち、今年は第三期生を迎え、完成までの中間地点に来ました。地域の実践的な勉強も含め食と農の専門を学んだ学生さんが育っています。このように食農学類もまだ整備途上ですが、食農学の教育に加えて研究面も強化するために附属発酵醸造研究所を4月1日に開設しました。味噌、醤油、漬物などの発酵食品や日本酒、甘酒、ワインなどを作る素材となる米、大豆、果物、野菜や、それらを発酵して美味しさや栄養を増す麹菌や酵母、乳酸菌などの研究を進めていきます。微生物の力を利用した「発酵醸造」という食品加工技術により、食材が持つ美味しさや栄養などの価値をさらに高めることができます。最先端の技術を使って研究を進め、美味しさ、栄養価、消化吸収性、身体を調節する作用、などで高い付加価値をもつ発酵醸造食品の開発につなげたいと思っています。



食農学類 松田 幹教授

～公設地方卸売市場からのお知らせ～



出荷者の皆様へ

福島市公設地方卸売市場の5月から8月までの休業日は次のとおりです。なお原則として日曜日は3部とも休業日ですので、出荷される際にはご注意ください。

部類	休業日
青果部	毎週水曜日、7月22日(木)、7月30日(金)、8月6日(金)、8月9日(月)、8月14日(土)、8月16日(月) ※ただし7月21日(水)、7月28日(水)、8月4日(水)、8月11日(水)は開場日
水産物部	毎週水曜日、7月22日(木)、8月9日(月)、8月14日(土)、8月16日(月) ※ただし7月21日(水)、8月11日(水)は開場日
花き部	毎週木曜日、7月10日(土)、7月24日(土)、8月10日(火)、8月14日(土)、8月17日(火)

5月、6月に開催しておりました「市場の土曜感謝市」は中止となりました。

〈問合せ先〉 市場管理課 電話 (553)1213

～農業委員会からのお知らせ～

「農地付き空き家」を売りたい・貸したい方を募集しています

遊休農地の発生防止・解消及び新規就農・移住就農促進の観点から、「農ある暮らし」を希望する方を支援するため、「農地付き空き家」斡旋に向けて、当該物件を売りたい・貸したい方を募集しています。また、令和2年3月1日より、空き家バンクに登録された空き家とそれに付随する農地をセットで取得する場合で、一定の要件を満たした場合、農地取得に係る「下限面積要件」を「0.01アール（1㎡）」に緩和しました。



この機会に、物件の売買や賃借についてご検討ください。農地付き空き家の情報提供や空き家に付随した農地の下限面積緩和の要件等詳細については下記までお問い合わせください。

〈問合せ先〉 農地付き空き家について……………農政部農業企画課農業担い手係 電話 (525)3726  
空き家に付随した農地について……………農業委員会事務局農地係 電話 (525)3779

～農業者年金受給権者の皆様へ～ 現況届提出のお願い

農業者年金「現況届」の用紙が5月下旬に農業者年金基金から農業者年金受給権者ご本人に送付されます。同封されております記入例をご覧のうえ必要事項をご記入いただき、6月30日(水)までに農業委員会事務局、または最寄りの支所・出張所、JA各支店へご提出ください。なお、期限内に提出がなかった場合、年金の支払いが一時止まる場合がありますので、お忘れにならないよう十分ご注意ください。また「現況届」の用紙が届かない場合は、お早めに下記までお問い合わせください。

農地の適正な管理を！

近年、遊休農地が増加しています。遊休農地は、単に雑草の繁茂や病害虫の発生に留まらず、ゴミなどの不法投棄や火災の要因、さらには周辺農地へ重大な悪影響を及ぼすこととなります。自ら耕作できない場合であっても、農地所有者の責任として、雑草の刈り払い、樹木の伐採、病害虫の駆除などを行い、農地の適正な管理に努めましょう。



令和3年度の農作業賃金・農作業料金標準額の目安がまとまりました

令和2年度に実施した市内農家の方へのアンケートを基に、農作業賃金と農作業料金の標準額の一覧表を作成しました。一覧表は市役所各支所に備え付けてあります。また、市のホームページでもご覧いただけますので、ご参照ください。

※令和3年度中に最低賃金に変更され、設定した農作業賃金標準額が最低賃金を下回る場合には、最低賃金以上の額に読み替えるようお願いいたします。



〈問合せ先〉 農業委員会事務局 電話 (525)3779